

2021年5月14日
フコクしんらい生命保険株式会社

解約返戻金抑制型医療保険の特約のお取扱いについて

フコクしんらい生命保険株式会社は、解約返戻金抑制型医療保険の特約のお取扱いについて次のとおり変更いたします。

(1) 先進医療特約の改定

従来、1,000万円であった先進医療給付金の支払通算限度額を、2021年7月2日より2,000万円に増額いたします。すでにこの特約にご加入いただいているお客さまについても、同日より2,000万円に増額いたします。(本改定による保険料の変更はございません。また、お手続きは不要です。)

また、2021年7月2日以降に先進医療特約を更新される場合、更新後の特約の保険期間について最長10年でお取り扱いいたします。

(2) 七大生活習慣病特約、三大疾病入院一時金特約、特定在宅治療支援特約の新規取扱などの終了

発売以来、ご好評をいただいております七大生活習慣病特約、三大疾病入院一時金特約、特定在宅治療支援特約につきまして、誠に勝手ながら2021年7月1日を持ちまして、新規のお取扱いおよび中途付加のお取扱いを終了いたします。

なお、すでにこれらの特約にご加入いただいているお客さまには、保障内容等に変更が生じることはございません。今後も従来どおりご契約に係るサービスを提供してまいります。

本件に関し、ご不明な点などございましたら、以下の【お問い合わせ先】までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

フコクしんらい生命 お客さまサービス室
電話番号 0120-700-651 (通話料無料)
受付時間 9:00~18:00
(土、日、祝日、年末年始など当社休業日を除きます)

以上